

海外教育研究所 小中高校留学約款

第1条 (約款)

申込み者及び親権者、法的代理人(以下申込み者)は、この留学約款(以下本約款といいます)を承諾の上、株式会社海外教育研究所がサポートする留学プログラムに含まれる各種サービス(以下留学プログラムといいます)に申込みます。

第2条 (目的)

海外の小中高等学校や教育機関への留学を通じ、申込み者の成長を申込み者家族と当社が協力して支援することを目的とします。

第3条 (契約の申込みと成立)

本約款における申込みとは、申込み希望者が当社に本約款に基づく所定の留学プログラム申込書を提出しお手続き費用を支払った時をいい、当社がこれを承諾した時に契約が成立します。

第4条 (拒否事由)

当社は、本約款に基づく留学プログラムの申込み時、或いは申込み後に次に定める事由が認められる時は、申込みをお断りし、又は一旦成立した契約を解約することがあります。

- (1) 日本での学業成績が当社及び留学先機関の定める条件に達していないと判断される時。
- (2) 申込み者が未成年又は学生である場合、留学について親権者(両親等の法定代理人)の同意がない時。
- (3) 申込み者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかなる時。
- (4) 申込み者が希望する留学先、留学時期の申込み手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しがない時。
- (5) 過去の既往症又は現在の心身の健康状態が留学に不適切であると当社が認めた時。
- (6) その他、当社及び現地受入れ機関が不適当と認めた時。

第5条 (プログラムの範囲)

当社は本約款に基づき以下に明記された申込み者の希望する留学先への申込み手続等の代行、出発前のオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込み者の希望する留学先への入学保証また留学先での課程修了を保証するものではありません。このプログラムに含まれるサービスあるいは制度は次の通りです。

- (1) 各種手続の代行
 - (ア) 入学手続
各留学プログラムに定められた入学の手続を行います。
 - (イ) 滞在先手続
留学する際の寮・ホームステイ先等の申込み手続を代行します。ただし、申込み者の希望により入寮又はホームステイ等が不要の場合、もしくは留学先機関が寮等の滞先施設を持たない等、申込み手続が不可能と判断される場合はこの申込み手続をお断りすることがあります。
 - (ウ) 留学費用の支払い
留学先機関等への留学費用(第8条(2)参照)の支払い手続を代行します。所定の納付期日までに指定の金額を指定の口座にお振り込み下さい。留学先機関によっては、授業料、部屋代、食費等を事前に送金する場合と、学校到着後に支払う場合があります。事情により当社では概算で請求することがありますが、正式な金額が確定次第、差額の調整を行います。
 - (エ) 海外留学保険(海外旅行傷害保険)加入手続
海外留学保険の加入手続を行います。海外の教育機関では留学生に保険の加入を義務づけています。海外留学保険には必ず加入するようにして下さい。尚、保険料は別途料金となります。
 - (オ) ビザ取得手続
留学先でビザが必要となる場合希望者には当社が申請書類作成又は代理申請を行います。渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。ビザの申請には最善

を尽くしますが、代理申請はビザの取得を保証するものではなく、あくまでも申込時に依頼されたビザの申請に尽力するものであり、将来にわたり案内内容と結果の可否を保証するものではありません。提出期限までに必要書類が揃わない場合、質問書等に虚偽の内容が認められる場合、また当該公館の事由でビザ発給及び渡航先入国に支障が出た場合においては、当社はその責を負いません。オリエンテーション

当社では留学生の心構え、生活に必要な情報等を紹介した印刷物の配布、担当者が随時行う留学に関するアドバイス等を通じ、当社にてオリエンテーションを行います。

プログラムの期間
各受け入れ期間が定める期間です。原則的には現地到着及び出発日は、各受け入れ期間が定める日程に基づき手記を行います。

渡航後におけるサポート期間
第8条(1)項④⑥⑧各号における留学中のサポート期間は渡航日より開始し、各渡航先国の学年度末、学期末、もしくは卒業日に満了となります。

自主退学の場合は退学日、退学処分を処せられた場合は処分日をもってサポート期間満了となります。
事前研修に参加する場合は、原則的にそれらの渡航予定日を渡航後のサポート期間開始日とします。

申込み者から期間満了3ヶ月前までに申し出がなされない限りは、次年度留学中のサポートは自動更新となります。

第6条 (告知事項・医療措置)

(1) 申込みの際に提出頂く個人情報(住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先等)が申込み後に変更になる場合においては、その告知義務は申込み者にあります。

(2) 身体に障害がある場合、精神的・感情的に重度の不安がある場合、特別なアレルギー等がある場合、特定の薬の服用が必要な場合は、申込み者の責任をもって申告いただき、医師の診断書を提出ください。またプログラム参加中に疾病、その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする場合、受入機関の判断により必要な措置をとることがありますが、これらに係る一切の費用は申込み者の負担となります。

第7条 (必要書類)

留学手続に必要な書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上、必ず指定期日までに提出してください。

第8条 (諸費用)

(1) お手続き費用
以下に定める各留学プログラムのお手続き費用をお申込み時にお支払いいただきます。お手続き費用は本条(2)項の留学費用に充当されません。下記記載以外のプログラムに関する手続代行料の有無や金額については、本条(3)項によります。

留学プログラム	お手続き費用(税込)
《短期留学プログラム》	
① 寮滞在プログラム	
(ア) 小学生未満	162,000円
(イ) 小学生	140,400円
(ウ) 中学生	108,000円
② ホームステイプログラム	54,000円
③ 親子留学プログラム	各プログラム項目に準ずる
《長期留学プログラム》	
④ 私立校 フルサポート	864,000円 (申込時には半額の432,000円)
⑤ 私立校 スタンダード	432,000円
⑥ 私立校 次年度留学中のサポート	432,000円
⑦ 公立小中高校 お手続きサポート	324,000円

⑧ 公立校 次年度留学中のサポート	次年度サポート費用に準ずる
⑨ 現地校体験・語学研修(※1学期間のみ)	108,000円
⑩ 留学中のサポート申込み者の短期留学お手続き	無料(サポート費用に含む)

(2) 留学費用

当社では、受入れが確定した後に留学先機関での授業料及び入学登録料、その他(出願料、教材費、滞在申込金、入寮予約金、部屋代、食費、空港出迎え料、ビザ申請料、その他留学期間中に必要となる費用等)(※1 留学費用といえます)を算出し申込み者に請求します。また、留学費用は留学先機関等の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) その他の諸費用

以下の諸費用は上記(1)(2)項の費用には含まれません。申込み者の個別の状況及び利用希望等に応じて、別途請求いたします。

	金額(税込)
緊急手配料(ビザ申請なし)	申込時に渡航予定日まで30日を切っている場合 21,600円
緊急手配料(ビザ申請あり)	申込時に渡航予定日まで60日を切っている場合 54,000円
ビザ申請サポート	当社留学プログラムをお申込みの場合 21,600円 当社留学プログラムをお申込みでない場合 54,000円
学校見学及び面接・入学時同行サポート	5日間(3泊5日) 7日間(5泊7日) 延長(1日に付) 486,000円 594,000円 54,000円
羽田/成田空港送迎サポート	お子様の交通費や食費は別途 27,000円
渡航認証代理申請	オーストラリア、アメリカ、カナダ 5,400円
海外留学保険	手配内容により異なる
航空券	手配内容により異なる
翻訳料	見積もりにより決定

※ 各国のビザ申請料実費は別途支払いが必要です。
※ 各国の渡航認証(ETAS, ESTA, e-TA)料実費は別途支払いが必要です。

第9条 (変更手数料)

申込後、申込み者の都合により申込み内容を変更する場合には、渡航前、渡航後に関わらず以下の変更手数料規定に基づき変更手数料をお支払いいただきます。但し、第15条(1)項の(ア)(イ)(ウ)各号に定める事由によって留学が不能となった場合において、申込み者が留学条件を変更して再度留学手続を行うことを希望した時は、当社は変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続を行います。

変更手数料規定

対象項目	金額(税込)
《短期留学プログラム》	
手配済みの航空券	5,400円 + 実費
参加日程・期間	16,200円 + 実費
《長期留学プログラム》	
留学中のサポート申込み者の短期留学プログラム	上記に準ずる
転校(出願先1校につき)	
同国内の場合	162,000円
他国の場合	216,000円
追加1校につき	108,000円

※ 変更規定は留学先及び関連機関の規定に従っていただきます。

※ 実費とは第8条(3)項において既に手続きを開始している項目、留学先及び関連機関、航空会社等が定める変更手数料、海外送金手数料、国内送金手数料等です。

第10条 (為替変動)

留学費用やその他の諸費用を当社が日本円に換算する際には、留学先機関の請求書類発行日の為替レート(三菱東京UFJ銀行のTTSに基づく。為替の変動により申込時とは異なる場合あり。)に3円を加算した金額でご請求し、合計金額を1,000円単位(1,000円未満四捨五入)で決済を行います。海外送金は原則として留学先機関への口座送金にて行います。原則として為替変動による差額の精算はいたしません。

第11条 (留学費用等の支払い等)

第8条と第9条に定められた留学費用等の支払いは、必ず指定期日までに指定の銀行口座にお振込下さい。その際の銀行振込手数料は申込み者の負担とし、

銀行振込の控えをもって領収書に代えるものとし
ます。指定期日までに入金されない場合、留学手続が滞
ったり希望の出発時期までに留学手続が完了できな
くなる場合があります。当社の責によらない事由で留
学費用等が変更された場合は、当社の指定する方で
速やかに差額をご精算いただきます。留学費用等を概
算額で支払っている場合には、支払金額が確定し次第
当社の案内に従い当社又は支払先と精算を行ってくだ
さい。

当社指定銀行口座

金融機関	三菱東京 UFJ 銀行
支店名	田町支店
口座番号	普通 0028454
口座名義(漢字)	株式会社海外教育研究所
口座名義(カナ)	カカガイキョウイクケンキョウジヨ

第 12 条 (申込み後の取消と返金)

申込み後に留学の手続を取消す場合は以下の取消
手数料規定に基づき取消手数料をお支払いいただき
ます。申込みの取消に伴い発生する費用及び損失につ
いては申込み者の負担となります。契約取消の成立は
申込み者が署名した取消にあたる所定書類を当社が
受領した時点とします。電話による連絡は不可とさせ
て頂きます。

ご返金の際は当社が選択する日の三菱東京 UFJ 銀
行の TTB レートで換算してご返金いたします。ご返
金がある場合の国内外送金手数料は申込み者の負担
となります。また、留学先及び関連機関より返金が発
生する場合においてのみ、返金される金額を申込み者
へ返金いたします。

取消手数料規定

	取消成立基準日	金額(税込)
(ア)	申込日より起算して 8 日目に あたる日以前に取消が成立	取消料なし 但し、実費が発 生する場合はそ の相当額
(イ)	申込日より起算して 9 日目に あたる日以降に取消が成立	お手続き費用の 50% + 実費
(ウ)	渡航予定日の前日から起算し てさかのぼって 90 日目にあ たる日以降	お手続き費用の 80% + 実費
(エ)	渡航予定日の前日から起算し て、さかのぼって 60 日目にあ たる日以降に取消が成立	お手続き費用の 100% + 実費
(オ)	渡航後	お手続き費用の 100% + 事務手 数料 (32,400 円) + 実費

※ 申し込み日から起算して渡航日前日までの期間
が 30 日以内(ビザ申請なし)、又は 60 日以内(ビザ
申請あり)における取消は上記表(エ)が適用となり
ます。

※ 取消規定は留学先及び関連機関の規定に従っ
ていただきます。

※ 実費とは第 8 条(3)項において既に手続きを
開始している項目、留学先及び関連機関、航空会社が
定める取消料、海外送金手数料、国内送金手数料等
です。

第 13 条 (各種手続の継続ができない場合)

指定の期日までに必要書類の提出や留学費用等
のお支払いが完了されない場合等、当社の責によら
ない事由により各種手続のサポートができなかった
場合、第 12 条の規定に基づく所定の取消手数料
をお支払いいただきます。申込みの取消に伴い発生
する費用及び損失については申込み者の負担とな
ります。

第 14 条 (当社からの取消)

(1) 申込み者に次に定める事由が生じた場合、
当社は催告の上本約款に基づくプログラム
契約を取消すことがあります。

- (ア) 定められた期日までに第 7 条に定める
必要な書類が提出されない時。
- (イ) 定められた期日までに、第 8 条及び第 9
条に定める必要な留学費用等の支払い
がされない時。
- (ウ) 申込み者が所在不明、又は 1 ヶ月以上
にわたり連絡不能となった時。
- (エ) 申込み者が当社に届けた、申込み者
に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏
のあることが判明した時。
- (オ) 申込み者が本約款に違反した時。
- (カ) 病気その他の事由により申込み者がプ
ログラムを続行できないと判断した時。
- (キ) 申込み者又はその関係者が、他者に迷惑
を及ぼし、もしくはプログラムの円滑な
運営を妨げた時又はその可能性が極めて
高い時。

- (ク) 申込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、
暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会
屋等その他の反社会的勢力であると認め
られる時。
- (ケ) 申込み者が当社に対して暴力的な要求
行為、不当な要求行為、取引に関して脅
迫的な言動もしくは暴力を用いる行為
又はこれらに準ずる行為を行った時。
- (コ) 申込み者が風説を流布し、虚偽を用い
もしくは威力を用いて当社の信用を毀損
もしくは当社の業務を妨害する行為
又はこれらに準ずる行為を行った時。
- (サ) その他当社業務上の都合がある時。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づき留
学プログラム契約を取消した時は、第 12
条の規定に基づく所定の取消手数料を
お支払いいただきます。申込みの取消に
伴い発生する費用及び損失については申
込め者の負担となります。

第 15 条 (免責事項)

- (1) 当社は、次に例示するような当社の責に
よらない事由により、申込み者が留学
できなかった場合、また渡航先でのトラ
ブルについては、責を負いません。
- (ア) 申し込んだ学校、コース等が定員に満
ちていて入学ができなかった場合。
- (イ) 希望滞在施設が定員に満ちていて希望
滞在施設に入れなかった場合。
- (ウ) 通信又は現地機関の事情により入学
許可証が期日までに届かず出発ができ
なかった場合。
- (エ) 申込み者の成績や内申書等が希望す
る留学先の入学許可基準に達していな
いのに入学の許可が得られなかった場
合。
- (オ) 申込み者がパスポートもしくはビザを
取得できず、又は渡航先国に入国拒否さ
れた場合。
- (カ) ビザ取得に時間がかかり、出発時期が
変更になった場合。
- (キ) 天災、地震、暴動、ストライキ、
テロ行為、日本又は外国の官公署の命
令、陸海空における不慮の災難、運送・宿
泊機関等のサービス提供の中止、申込
者の生命又は身体への安全確保の必要
な措置、その他の不可抗力による場合。
- (ク) 火災、交通事故、詐欺、殺傷事件、成
績不振、異性関係、個人の生活、学業、
事故等の事由。
- (ケ) 申込み者が本約款に違反した時。

(2) 前項各号に基づき当社の責によらず留
学できなかった場合、当社を介さず申
込め者自身で手配された航空券や宿泊
先等の費用ならびにその取り消しや変
更に伴う手数料等は申込み者の負担
となります。

(3) 渡航後は申込み者個人の責任にお
いて行動するものとし、留学中の滞
在国及び訪問先の法令、公序良俗
又は留学先及び関連機関等の規則
等に違反した場合の責任、損害等
は申込み者個人の負担となり、当
社は責を負いません。また特定の
スポーツを行うにあたり保険の特
約が必要の場合は本人の責にお
いて加入手続を行って下さい。

(4) プログラム参加中の単独行動及び別
行動時に生じた事故やトラブル。
(5) 車両等の運転に起因する事故や
トラブルによる場合。当社は申
込め者が 18 歳未満又は高校生
の場合、自動車やオートバイの
所持及び運転を許可しません。

以上の免責事項に該当する場合、お
手続き費用、留学費用、その他
の諸費用、変更手数料、既に
当社に支払済みの費用については
一切返金されません。

第 16 条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申
込め者が何らかの損害を受けた場合、その
責を負いません。

第 17 条 (授業内容等の変更)

当社では、留学先機関等から提供される
留学プログラムをご案内しますが、留
学先機関等の事情による授業内容
の変更、滞在先の変更、その他留
学内容に関する変更について責を
負いません。

第 18 条 (前受金の保全)

当社は留学に関わる費用の内、お
手続き費用を除く留学費用を、
当社の運営資金ならびに保有財
産から完

全に切り離し、分別管理を行って
います。留学費用は受け入れ先
が期日を定めている場合又は
制度上必要な場合を除き、90
日以上前にお支払いいただく
ことはありません。

第 19 条 (守秘義務について)

当社ではお客様の個人データ等、
守秘されるべき情報は一切に
漏洩しません。但し、万一の事
故対応、サポートに備える為
にのみ、申込書記載内容及び
海外留学保険の契約内容を
当社と提携する海外サービ
ス機関に開示することがあり
ます。

第 20 条 (個人情報の取り扱いについて)

当社では個人情報保護法に基づ
きプライバシーポリシー(個人
情報保護方針)において以下の
通り取扱います。

- (1) 個人情報の利用目的につ
いて
- (ア) 契約の履行の為(ビザの
申請を含む)
- (イ) 当社の留学商品のご案内
の為
- (ウ) 留学セミナー・プログラ
ムのご案内の為
- (エ) 留学参加後のご意見や
ご感想の提供のお願いの
為

上記以外のものについては、
個人情報を取得する時に、そ
の利用目的を明示します。それ
によって取得した個人情報は
お客様に明示した利用目的の
範囲を超えて個人情報を利
用することはありません。

- (2) 個人情報の第三者への提供
について
- 当社が保有する個人情報は、
下記の場合を除いては原則
として第三者に開示又は提
供しません。
- (ア) お客様の同意がある場
合。
- (イ) お客様個人を識別する
ことができない状態であ
る場合。
- (ウ) お客様又は他の第三者
の生命、身体又は財産の保
護の為に必要であって、
お客様の同意を得ることが
困難である場合。
- (エ) 法的な命令等により
個人情報の開示が求めら
れた場合。

(3) 個人情報の処理に係る外部
委託について

当社が保有する個人情報は、
その利用目的の実施に必要
な範囲において業務委託先
に預託することがあります。
当該委託にあたっては、個人
情報保護水準を十分に満た
している業務委託先を選定
し、機密保持契約を締結す
るとともに、適切な管理監
督を行いません。

(4) 個人情報の安全管理措置
について

当社が保有する個人情報につ
いては、管理者を選任して
管理にあたるせとともに、
当社の従業員が個人情報を
取り扱うにあたっては、個人
情報の安全管理が図られる
よう、当該管理者によって
当該従業員に対する必要
かつ適切な監督を行なう
ものとします。加えて、
当社が管理する個人情報
の内容に保つよう努めると
ともに、その漏えい、滅
失又は毀損の防止、その
他の個人データの安全
管理の為に必要かつ
適切な措置を講ずる
ものとします。

(5) 保有個人データの
開示・訂正・利用停止
について

当社の保有個人データにつ
いて、情報主体である
ご本人又は法定代理人
から開示・訂正・利用
停止等の請求があつた
場合は、合理的な範囲
でこれを承ります。その
場合、所定の請求書
及び、その個人情報
がご本人であることを
証明する資料(代理人
の場合は法定代理人
であることを証明す
る資料)を提示又は
提出していただく
ことがあります。利
用停止につきましては、
ご本人からご本人
の個人情報が、あ
らかじめ公表され
た利用目的の範囲
を超えて取り扱わ
れているという理
由、又は偽り
その他の不正の
手段により取得
されたものである
という理由によ
り、その利用の
停止を求められ
た場合には、必
要な調査を行
いその結果に
基づき個人
情報の利用
停止等を行
い、ご本人
に通知し
ます。

(6) 上記事項への
同意について

弊社留学プログラム
申込書へのご署名
をもって、上記
事項へ同意
頂いたものと
します。

第 21 条 (裁判管轄)

本約款に関する訴訟
については、東京
地方裁判所を専
属的合意管轄
裁判所とします。

第 22 条 (約款の変更)

本約款は事情により
告知なしに変更
されることが
あります。

第 23 条 (準拠法)

本約款は日本法に
準拠し、同法に
従って解釈さ
れるものと
します。

第 24 条 (発効期日)

本約款の内容は、
2017 年 03 月 27
日以降に申し込
まれる全ての留
学プログラム申
込め契約に適用
されます。